

大衡村鳥獣被害防止計画 新旧対照表

新
○大衡村鳥獣被害防止計画
1.対象鳥獣の種類,被害防止計画の期間及び対象地域 計画期間 令和4年度～令和6年度
2.鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
(1) 被害の現状 (令和3年度)
(2) 被害の傾向 被害の発生時期については、年間を通じて発生しており、特に、収穫を間近に控えた、タケノコ、水稻、野菜類、いも類への被害が多発し、年々拡大傾向にある。 また農作物被害のほか、畦畔や農地の掘り返し等の被害が多く復旧費用が農家の負担となっている。
(3) 被害の軽減目標 現状値 (令和3年度) 目標値 (令和6年度) イノシシ 現状値 被害面積： 301a 被害金額： 1,716千円 目標値 被害面積： 271a 被害金額： 1,545千円
(4) 従来講じてきた被害防止対策 捕獲等に関する取組 従来講じてきた被害防止対策 ・大衡村鳥獣被害対策実施隊による被害鳥獣捕獲 ・ ICT及びIoT等新技術の導入 課題 ・イノシシの被害地域が拡大しており捕獲体制の整備や効率的な捕獲方法の検討が必要となり、 ICT及びIoT等新技術として無線システムを導入したが使用について理解が不足している。 防護柵の設置等に関する取組 課題 ・防護に対する意識に個人差があり被害地域全体での意思統一や取組が急務になっている。 ・ 鳥獣被害地区の増加に伴い、未設置地区へ設置の説明が必要である。
生息環境管理その他の取組 従来講じてきた被害防止対策 ・ 放任果樹除去の依頼 課題 ・ 放任果樹除去や緩衝帯設置への意識が不足している。
3.対象鳥獣の捕獲等に関する事項
(2) その他捕獲に関する取組 年度 令和4年度～令和6年度
(3) 対象鳥獣の捕獲計画 対象鳥獣の捕獲については、 宮城県 の鳥獣保護管理事業計画に基づき、対象鳥獣の予察や被害状況及び捕獲実施区域の現状を踏まえ、捕獲計画等を検討し、設定する

旧
○大衡村鳥獣被害防止計画
1.対象鳥獣の種類,被害防止計画の期間及び対象地域 計画期間 平成31年度～令和3年度
2.鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
(1) 被害の現状 (平成29年度)
2) 被害の傾向 被害の発生時期については、年間を通じて発生しており、特に、収穫を間近に控えた、タケノコ、水稻、野菜類、いも類への被害が多発し、年々拡大傾向にある。 (追加)
(3) 被害の軽減目標 現状値 (平成29年度) 目標値 (令和3年度) イノシシ 現状値 被害面積： 202a 被害金額： 487千円 目標値 被害面積： 182a 被害金額： 438千円
(4) 従来講じてきた被害防止対策 捕獲等に関する取組 従来講じてきた被害防止対策 ・大衡村鳥獣被害対策実施隊による被害鳥獣捕獲 ・ (追加) 課題 ・イノシシの被害地域が拡大しており捕獲体制の整備や効率的な捕獲方法の検討が必要となっている。 防護柵の設置等に関する取組 課題 ・防護に対する意識に個人差があり被害地域全体での意思統一や取組が急務になっている。 ・ (追加)
生息環境管理その他の取組 従来講じてきた被害防止対策 ・ 放任果樹除去の依頼 課題 ・ 放任果樹除去や緩衝帯設置への意識が不足している。(全て追加)
3.対象鳥獣の捕獲等に関する事項
(2) その他捕獲に関する取組 年度 平成31年度～令和3年度
(3) 対象鳥獣の捕獲計画 対象鳥獣の捕獲については、 宮城県第12次 鳥獣保護管理事業計画に基づき、対象鳥獣の予察や被害状況及び捕獲実施区域の現状を踏まえ、捕獲計画等を検討し、設定する

新			
捕獲計画等頭	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象鳥獣			
ツキノワグマ	※頭	※頭	※頭
イノシシ	100頭	100頭	100頭
カラス	144羽	144羽	144羽
カルガモ	60羽	60羽	60羽
4.防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項			
(1) 侵入防止柵の整備計画			
整備内容	令和4年度		
	ワイヤーメッシュ柵 10 km (大衡村内)		
	令和5年度		
	ワイヤーメッシュ柵 10 km (大衡村内)		
	令和6年度		
	ワイヤーメッシュ柵 10 km (大衡村内)		
(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組 (全て追加)			
対象鳥獣	イノシシ		
取組内容	令和4年度	ワイヤーメッシュ柵設置個所の刈払い及び修繕管理	
	令和5年度	ワイヤーメッシュ柵設置個所の刈払い及び修繕管理	
	令和6年度	ワイヤーメッシュ柵設置個所の刈払い及び修繕管理	
5.生息環境管理その他被害防止施策に関する事項 (全て追加)			
年度	令和4年～令和6年		
対象鳥獣	ツキノワグマ		
取組内容	農作物収穫残渣等の除去や追い払い用火火等の導入による自衛体制の強化		
対象鳥獣	イノシシ		
取組内容	農作物収穫残渣等の除去や追い払い用火火等の導入による自衛体制の強化 現地研修会や講習会の開催による被害防止対策の普及啓発及び各種情報の発信 イノシシ捕獲用箱ワナ・くくりワナの導入 農業者、集落が実施する鳥獣被害防止対策の支援 侵入防止用電気柵設置に対する補助 新規狩猟免許取得者に対する補助		
6.対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項			

旧			
捕獲計画等頭	平成31年度	令和2年度	令和3年度
対象鳥獣			
ツキノワグマ	※頭	※頭	※頭
イノシシ	50頭	50頭	100頭
カラス	120羽	120羽	120羽
カルガモ	50羽	50羽	50羽
4.防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項			
(1) 侵入防止柵の整備計画			
整備内容	平成31年度		
	令和2年度		
	令和3年度		
	ワイヤーメッシュ柵 110 km (大衡村内全地区)		
(2) その他被害防止に関する取組			
	全て削除		
5.対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項			

新

7.捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲者の解体による自家消費や、適切な処理施設での償却又は、捕獲現場での埋設処理等適切に処理する。

8.捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項（全て追加）

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品・ペットフード・その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等）

放射性物質の影響により、出荷制限指示等が出ている状況であり、県の放射性物質検査の結果及び食肉の需要等を踏まえ、必要に応じて検討する。

(2) 処理加工施設の取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

放射性物質の影響により、出荷制限指示等が出ている状況であり、県の放射性物質検査の結果及び食肉の需要等を踏まえ、必要に応じて検討する。

9.被害防止施策の実施体制に関する事項

10.その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施に当たっては、宮城県の鳥獣保護管理事業計画等の件及び村の計画と整合性を図りながら実施する。

旧

6.捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

(追加) 捕獲現場での埋設処理等適切に処理する。

7.捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項（全て削除）

8.被害防止施策の実施体制に関する事項

9.その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施に当たっては、宮城県第12次鳥獣保護管理事業計画等の件及び村の計画と整合性を図りながら実施する。